

令和5年度事業計画

学校法人 二戸学園

学校法人二戸学園 令和5年度事業計画 目次

<序文>	・・・1
<建学の精神>	・・・1
I. 大学の教育	
1. 学生受入れ	・・・2
2. 学生支援の強化	・・・2
3. 学修環境の充実	・・・4
4. 単位の認定、進級、卒業（修了）認定	・・・5
5. 教育内容（教育課程）の充実	・・・6
6. 教育方法の充実	・・・6
7. 教育活動の評価	・・・7
8. 教育・教員組織の整備	・・・7
9. 教学ガバナンスの強化	・・・8
II. 大学院の教育	
1. 大学院生の受入れ	・・・8
2. 大学院生の教育	・・・9
3. 大学院の運営体制等の整備	・・・9
III. 大学の研究活動	
1. 研究の重点化と特色ある研究の推進	・・・9
2. 研究活動を活性化するための支援体制	・・・10
3. 若手研究者への支援	・・・11
4. 外部研究資金の獲得と研究支援体制等の整備	・・・11
5. 研究成果の発信と管理	・・・12
6. 研究倫理の徹底	・・・12
IV. 大学の社会貢献活動等	
1. 本学の社会貢献の実態把握と社会貢献活動の推進	・・・13
2. 本学の活動の社会への情報発信の充実	・・・14
3. 社会連携・社会貢献を推進するための体制整備	・・・14
V. 法人及び大学の管理運営	
1. 法人ガバナンスの強化	・・・14

2.	コミュニケーションの円滑化	・ ・ 1 5	
3.	コンプライアンスの体制強化と推進	・ ・ 1 5	
4.	リスク管理体制の整備と強化	・ ・ 1 6	
5.	業務執行体制の見直しと人事管理	・ ・ 1 7	
6.	効率的な事務体制の構築	・ ・ 1 7	
7.	各種会議（委員会）の見直しと活性化	・ ・ 1 7	
8.	給与体系の検証	・ ・ 1 8	
9.	職員の資質向上	・ ・ 1 8	
10.	広報活動の推進	・ ・ 1 8	
11.	情報の公開（透明性の確保）	・ ・ 1 9	
VI. 法人の財務及び会計			
1.	財務基盤の安定化	・ ・ 2 0	
2.	外部資金の獲得	・ ・ 2 1	
3.	経常費補助金の確保	・ ・ 2 1	
4.	寄附金の創設	・ ・ 2 1	
5.	会計システムの健全化	・ ・ 2 1	
6.	適切な会計監査の実施	・ ・ 2 1	
7.	中期計画の遂行に伴う予算の確保	・ ・ 2 2	
VII. 外部評価の受審			・ ・ 2 2
VIII. 附属幼稚園			
1.	教育・保育内容の充実	・ ・ 2 2	
2.	園児の確保	・ ・ 2 3	
3.	運営体制の整備	・ ・ 2 4	
4.	施設・設備の充実	・ ・ 2 4	

学校法人二戸学園 令和5年度事業計画

<序文>

本事業計画は、令和2年度から令和7年度までの中期計画を基に、前年度までの実績の検証結果等を反映させて策定している。具体的には次ページ以降に詳記しているが、この中で特に本年度留意していく点や力を入れていくべき事項について以下に記す。

【大学】

大学についての最も大きな課題は、昨年度も取上げた学生確保についてである。学生の進路の決定に最も影響すると考えられるのは、保護者とともにも高校の進路指導教員のアドバイスであると言われている。このため、高校訪問の拡充や昨年度から実施している高校教員を対象にした「進路指導教員懇談会」を通して、本学の教育（丁寧な学修指導等）への理解を深めてもらう活動をこれまで以上に強化していく。また、今年度入試から導入した指定校推薦制度や特待生制度の実績を検証し、より学生の確保に結び付くよう内容の充実に努める。

もう一つの課題は、入学後の学生の学修力の課題である。昨年度から実施している新カリキュラムは基礎学力の向上を目的として基礎科目を強化しており、これに新たに正課外学修としてe-learningを活用した初年次教育を組合わせた取組みを始めている。本年度は、昨年度のこの取組の実績等を分析し、さらに充実した初年次教育となるよう注力する。

【幼稚園】

二戸の附属幼稚園については、園児の確保や運営等良好な状況が続いているが、将来的には少子化の影響による課題も出てくるものと考えられる。このため、これまで以上に質の高い教育と保育を維持していくとともに、園の魅力を広く地域に知ってもらう活動をさらに充実させていく。また、新たに北上市に開設を計画している「認定こども園北上（仮称）」については、来年度の開設に向けて、園児確保のための広報や運営体制、設備・備品の整備、保育士・職員の確保等、着実な準備を進めていく。

【法人】

本年度の法人運営についての課題は、令和7年度施行が予定されている私立学校法の大幅な改正である。改正事項は、理事会と評議員会の在り方（兼職禁止、意思決定の在り方等）、理事選任機関の設置、監査体制、内部統制システムの在り方等、多岐にわたっている。本法人においても、この改正趣旨に基づき、寄附行為の他、法人が定める関連諸規程の改正や新たな規程等の整備の準備を進める。

以上、大学、幼稚園及び法人が置かれている状況や社会情勢にも留意しつつ、役員と教職員が、本事業計画に盛込まれたさまざまな課題と目指すべき方向性を共有し、一致協力してその実現に努めていきたい。

<建学の精神>

「人々の生活と健康を高め 地域社会に貢献する ケア・スピリットを備えた保健医療人」

I. 大学の教育

1. 学生受入れ

(1) 優れた資質を持つ学生確保のための取組みの推進

- ① 引続き、高校訪問及び出前授業を積極的に行うとともに、その内容の充実に努める。
また、昨年度から実施した「進路指導教員懇談会」の充実（参加高校の拡充、開催時期、回数、懇談内容等）に努める。
- ② 令和5年度入試から導入した指定校推薦制度は、一定の目的を達成したものと評価するが、さらに詳細な分析を行い、指定校の見直しや推薦枠の検討等を行う。
- ③ 昨年度入学生から適用した新カリキュラムの基礎科目の履修状況と、新たに導入したe-learningを活用した正課外教育（「初年次教育－正課外学習プログラム－」）の学修結果を検証し、正課教育の履修指導と正課外教育プログラムの充実に向けた検討を行う。また、入学前教育の内容、手法についても継続的な見直しに努める。
- ④ 本年度入学生から導入した特待生制度については、特待生の履修状況等を学修段階に沿って評価等を行い、次年度以降の運用に活かす。

(2) 受験動向の分析と新たなニーズを踏まえた入学者選抜試験の実施

- ① 引続き、入学試験方法と入学後の学修成績の関連性やこれまでの本学及び全国的な受験動向を分析し、検証結果に基づいた対応策（入試日程、試験内容、入試広報等）を検討する。
- ② 大学共通テストへの参加については、引続き、他大学の実態や参加のメリット等の検討を継続することとし、当面は、本学入試の改善等に注力するものとする。

(3) 障害のある学生の受入れの検討

- ① 障害がある学生の受入れについては、入学後の課題（支援体制、特例措置等）について整理し、本学として対応可能な現実的な検討を進める。

2. 学生支援の強化

(1) 学修支援

学生への学修意欲の向上及び主体的な学びを重視した学修方法を身につけられるよう、以下のような施策を推進する。

- ① 学生の学修状況について期末試験毎に結果を把握し、学生委員会やアドバイザーと情報を共有し、協働して学修不振者への対応に当たり、留年者ゼロを目指す。また、これまでの4年間の学修支援体制、方法を検証し、各学生の状況や個性に合った対応を継続する。
- ② 新カリキュラムで基礎学力底上げのために設定した授業科目についての評価を行い、正課外教育との関連を検討する。看護の基礎科目については教育方法、指導方法等の充実を目指し、授業評価アンケート等を参考に検討を継続する。
- ③ 学生の学修意欲を高めるため、卒業時の成績優秀者の表彰を継続する。
また、今年度入学生から導入した成績優秀者への特待生制度について適正な評価を行う。
- ④ 学生の修学状況や学生生活に関する保証人との面談は、適時適切に実施し、大学と

保証人の双方による重層的な支援を目指す。

(2) 生活支援

学生と教職員との意思疎通を基盤として、以下のような組織的な生活支援を推進する。

① 学生生活実態調査を活用した学生支援

ア、今年度も「学生生活アンケート」の調査結果を踏まえ、必要な対策を検討し、関係部署と協力して、学修支援、学生生活や施設整備の改善に反映させていく。

イ、担任制度やアドバイザー制度、学生との情報交換会を通して、教員間の情報共有を強化し、きめ細かい学修指導と生活指導に結びつけていく。

② 学生の心身の問題への対応

ア、心理カウンセラーの存在を学生へ周知し、心理カウンセラーと教員の情報共有による心身の問題に関する対応の質を高める。

イ、教員による対応が困難な事例に対応するため、臨床心理士や「ルーム1（保健室）」専属の看護師などの常駐化の検討及び近隣クリニックとの連携を強化することにより、学生の心身の健康問題が深刻化する前の早期発見・早期対応を目指す。

ウ、引続き、新型コロナウイルスの感染状況を注視し、危機管理本部会議の方針に基づいて適時適切な対応を行う。

③ サークル活動や課外活動への支援

ア、感染防止対策に留意しつつ、学生のサークル活動や課外活動に関する支援を行い、学生にさまざまな体験やイベント企画等を行う機会を創出する。

イ、学生の課外活動を通じた社会貢献について評価・顕彰する表彰制度を検討・実施する。

(3) 留年対策

留年生を出さないよう、以下のような施策を推進する。

① 留年生を出さないための重要な視点である出席状況や学修状況（取得単位、成績等）について、引続き、各教員が情報を共有し、連携して対処する。

② 復学者に対する履修指導や進級試験（単位未修得2科目）対応について個別に丁寧な指導を行う。

③ 成績不振者への対応については、リメディアル学習を通じた指導を徹底するとともに、専門分野については科目担当者の協力を得て適切な支援策を講ずる。

④ 仮進級の学生や留年生に対しては、教学委員会と学生委員会が連携し、保証人への連絡、面談の実施も含め、学修進度に応じた適時適切な対応を行う。

(4) 国家試験対策の充実

国家試験対策については、国家試験対策支援委員会を中心に学年進行に応じた、以下のような施策を実施する。

① 国家試験終了後に実施した卒業生のアンケート調査結果を踏まえ、看護師及び保健師国家試験模擬試験の時期や回数等の支援内容を検討する。

② 国家試験終了後に実施した卒業生のアンケート調査結果から得られた学修課題や学生の意見・要望を把握・整理し、国家試験対策講座や学内補強講座の回数、内容等に反映させていく。

- ③ 今年度はコロナ感染状況に落ち着きが見られるものと予想されることから、従来から実施してきた岩手県医療局による就職ガイダンスや県内医療機関のオリエンテーションへの参加を推奨する。さらに前記以外の医療機関（盛岡市民病院、旧国立病院等）からのリクエストについても積極的に対応していく。
- ④ 国家試験対策支援委員会が中心になって、学生同士が互いの学修をフォローし合う国家試験対策学生委員による各種の活動を支援していく。

(5) 学生の意見の大学運営への反映

学生の意見が大学運営に反映されるよう、以下のような施策を推進する。

- ① 「学生生活アンケート」（隔年実施）の結果から、学生委員会と教学委員会において学年間の比較や傾向などを分析し、さらに効果的な学修指導や生活指導に関する知見を高め、実践していく。
- ② 授業方法、授業内容等の質の向上につながる「授業評価アンケート」となるよう、質問項目や学生の意見が正確に把握できるような様式等の改善に努める。
- ③ 教学委員会及び学生委員会が協働して成績不振学生の学修支援を行い、留年者の減少に努める。特に1・2年生に対しては、アドバイザーによる具体的な個別支援に力を入れる。

(6) キャリア支援システムの充実

国家試験対策、就職支援及び就職後の助産師、専門看護師等のキャリアパスに関する支援の充実のため、以下のような施策を推進する。

- ① 県内外の医療機関の就職説明会や病院見学の情報を収集し、コロナ感染の状況を見極めつつ、当該医療機関と調整の上、学生の参加を促す。医療機関から届いたパンフレットは随時就職支援室に整理・保管するとともに、メールや学内掲示によって適時提供していく。
- ② 医療機関が実施するインターンシップについては、引続き、学生自身がホームページ等を通じて情報を収集し、コロナ感染の状況を見極めつつ参加を促す。また、オンラインによるリクルート情報がある場合は、その都度、学生への周知を図る。
- ③ 第1・2・3期生の就職試験情報は、紙ベースでの蓄積であり、情報アクセスの範囲に限界がある。医療機関名を打込めば直ぐに必要な情報が得られるようPDF化を進めていく。
- ④ 大学HPの同窓会コーナー（「卒業生の方に」）に大学院の受験案内、大学が実施する公開講座や研修会情報、岩手県医療局のUターン就職に関する情報等、卒業生のキャリア支援につながる情報を適宜掲載していく。

3. 学修環境の充実

(1) 教育用設備・備品及び図書の充実

- ① 図書については、学生や教職員の要望による選書リストに基づき必要な整備に努めることとしているが、今後は、電子ジャーナルや欧文データベースの利用頻度に基づいて見直しを行い、iPadを使いどこにいても閲覧できる電子書籍への切替えを進めていく。

(2) 学生のニーズを反映した図書館と自習スペースの整備

- ① 引続き、学生や教職員の図書館利用状況のデータを収集し、図書館運営の参考とするとともに、定期的な企画展の実施による図書館利用の促進を図る。なお、一般市民への図書館開放については、コロナ感染状況を勘案しつつ適切な運用を進める。
- ② 現状の図書館や学生自習室の利用状況や学生の要望などを参考にし、新たな課外学習スペースの検討や既存スペースの改善・充実を検討する。

(3) 情報環境の充実

- ① 開設時に導入した情報関連機器の多くが経年劣化による故障や機能不全をきたしているため、計画的なメンテナンスと機器更新計画を策定し、支障のないよう対処していく。

4. 単位の認定、進級、卒業（修了）認定

(1) 進級要件等の見直しと適切な運用

- ① 新カリキュラム導入に伴い、令和4年度入学生から新たな進級要件を設定・運用を行っており、令和5年度以降も適正かつ円滑な運用に努める。また、各領域の臨地実習の代替実習の評価基準を明確化し、学生・教職員への周知を図る。

(2) 臨地実習の履修要件の見直し

- ① 令和4年度からの新カリキュラムの実施に伴い、臨地実習の先行要件について実習要項へ明記するとともに、進級時ガイダンス、入学時オリエンテーションや各実習オリエンテーション等の機会を通して周知を徹底する。
- ② 新カリキュラムに伴い新たに提示された「看護師教育の技術項目と卒業時の到達度」を基に、看護技術マトリックス表を策定し、本マトリックス表に沿った活用と評価法について検討する。また、本学のDP（ディプロマ・ポリシー）の達成につながる演習及び実習における指導方法等の検討を進めていく。

(3) 単位認定における成績評価の見直し

- ① 令和4年度入学生から成績評価は、「A、B、C、D」の4段階から「秀、優、良、可、不可」の5段階評価とし、適切な運用に努めている。なお、3年生以上の学生の成績評価についても、適用される評価基準に基づき適切な評価となるよう努める。

(4) GPA(Grade Point Average)制度の導入

- ① 令和4年度から本格導入したGPA（Grade Point Average）制度については、本年度も引続き適切に運用し、これを活用したさらにきめ細かい学修指導に努める。

(5) 卒業認定要件の見直し

- ① 新カリキュラムに係る卒業認定要件については、昨年度、整理を行った。また、旧課程も含めて卒業認定要件とディプロマ・ポリシー及びカリキュラムとの相互の関係性についても「カリキュラム・マップ」として整理し、学生便覧、ホームページに掲載し、学生がこのことを意識して学修を進めるよう指導を徹底する。

(6) 卒業時にコアコンピテンシー（卒業時に修得すべき能力）と卒業認定要件の見直し

- ① 引続き、コアコンピテンシーの修得状況と卒業認定要件の関係性を、卒業生を含め

て検証し、教育課程、教育内容、教育方法等の適切性を高める。

5. 教育内容（教育課程）の充実

(1) 教育課程の見直し

- ① 昨年度、指定規則の改正と旧カリキュラムにおける授業評価の結果や学修状況などを検証し、新カリキュラムに反映することができた。今後は、改善した新しいカリキュラムの考え方にに基づき教育を展開する。
- ② 新カリキュラムにおいて見直しを行った実習科目や情報リテラシー関連科目、新たに設置した文化やジェンダーに関連する科目等に係る教育を当初の目的に沿って推し進め、年度末には「授業評価アンケート」等も参考にして検証を行う。

(2) カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの整合性の確立

- ① 現行カリキュラム及び新カリキュラムそれぞれで、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーについての整合性を確認し、これに沿った教育の展開ができていのかどうか検証する。
- ② カリキュラムマップを活用して学年進行に沿った学修計画が立案できるよう、入学時のオリエンテーションにおいて、十分な説明を行う。
- ③ 指定規則の改正を機に見直しを行ったカリキュラム・ポリシーと開設授業科目との関係性、さらにはディプロマ・ポリシーとの整合性についても継続して検証を重ね、次のカリキュラム改正の基本的資料として蓄積していく。

(3) ディプロマ・ポリシーに基づくシラバスの作成

- ① 「シラバス作成マニュアル」に基づき、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム（新旧）との整合性、科目間の統一的な評価基準に配慮したシラバスとなるよう努める。なお、昨年度から、各授業科目のシラバスには「対応 DP（ディプロマ・ポリシー）」の項目を設け、授業科目とディプロマ・ポリシーとの関係性を学生に分かりやすいよう明示している。

(4) シラバスの改善充実

- ① 各授業科目の学修目的、学修の要点、シラバス間の統一性等に留意し、学修効果が高まるようなシラバスの作成に努める。なお、年度末には、授業評価の結果等も参考に授業内容等が改善されるよう各科目担当者に通知する。

6. 教育方法の充実

(1) 自ら問題解決できる能力を養うためのアクティブ・ラーニングの推進

- ① 引続き、各領域の特色に着目したシミュレーション教育の在り方について検討する。
- ② 情報環境の整備を進め、ITを活用した質の高い教育方法等について、教学委員会と図書・情報管理委員会と協働して検討を進める。
- ③ アクティブ・ラーニングについての研修を実施するとともに、引続き、関連する授業科目の授業手法の充実に関する検討を進める。

(2) 授業評価アンケートの実施結果を受けた教育課題の解決

- ① 授業評価アンケートの結果から新たな課題を抽出するとともに、その結果を各教員

に周知し、改善に繋げていく。

- ② FD 委員会と教学委員会が連携して、授業評価アンケート結果から得られた教育課題を整理し、関連する FD 研修等を実施する。

(3) 基礎的能力を高めるための授業科目等の開設

- ① 新入生の基礎学力の向上を図るため、昨年度の入学生から正課教育の基礎科目の履修と e-learning を活用した正課外教育を組合わせた取組を実施している。今後は、本取組みの評価を蓄積し、さらなる改善に取り組む。

(4) 看護実践現場と連携した教育の推進

- ① 実習施設との実習前後の打合せ会議は、リモートでの実施や複数領域による合同会議の実施、協議内容の厳選など、効率的な情報交換・共有の場となるよう努める。また、その場を利用し、医療現場が求める教育ニーズの把握にも努める。
- ② 全教員を対象に、令和3年度から開催している「実習指導の在り方」に関する研修会を、これまでの研修内容や実際の実習状況を参考に、より具体的な研修として実施する。
- ③ 実習前後の打合せ会議に「実習施設に向けた研修・研究に関する事前調査用紙」を配布し、共同研究等に関するニーズ調査に努めており、今後とも本調査を継続して実施する。

7. 教育活動の評価

(1) 授業点検・評価方法の見直し

- ① 引続き、授業評価アンケートを実施し、各教員の授業改善策等を含めて本結果をホームページ上に公開する。また、本調査結果を分析し、アンケート項目、方法等の改善策等の検討を進める。
- ② 授業評価アンケート結果を反映した各教員の授業改善に係る報告内容を分析し、改善・見直しの要点等を FD 委員会から教学委員会に提供し、今後の授業改善等の参考資料とする。
- ③ 教育の質を高めるため、前年度に引続き教員相互の授業評価を拡大実施する。

(2) FD・SD 活動の活性化

- ① FD、SD の合同研修を、教員と事務職員がともに研修していくにふさわしいテーマを設定し、計画的に実施していく。
- ② FD 委員会と教学委員会が協働して、授業改善や授業評価等、継続的に検討すべき教育課題に関する FD 研修を計画的に実施する。

(3) 現行カリキュラムの評価と改善

- ① 令和4年度後期から、実習前後の打合せ会議の場や実習指導の際に、実習施設の担当者に「実習施設での研修・研究に関する事前調査用紙」を配布し、看護現場での研修ニーズや共同研究ニーズの把握に努めるとともに、本学の教育課程や教育内容の改善への反映材料としていく。

8. 教育・教員組織の整備

(1) 教員の採用・昇格の基準の明確化

- ① 大学院担当教員の資格基準等については、既存の学部教員の資格基準や文部科学省の設置時の教員審査を基に整備し、これに基づいて適切な審査を行っていく。
- ② 質の高い教育を推進するため、昨年度制定した「岩手保健医療大学教員人事方針」に基づき、昇格人事と新採用人事を適切に組合せて、未配備領域の教員配置等、適切な教員組織を目指す。
- ③ 教員の昇任・昇格等の人事については、「教員選考基準に係るガイドライン」を基に、適切な運用を行う。
- ④ 教員評価（考課）制度については素案ができており、今年度に試行的実施を行い、令和6年度からの本格実施を目指す。

(2) 医学系の専任教員の配置の検討

- ① 今年度から、医学系専任教員（教授）を配置し、本学の教育のさらなる質の向上を目指す。

(3) 学生キャリア支援室の活動

- ① 昨年度までの活動実績と課題を整理した支援計画に基づき、より質の高い活動を展開していく。
- ② 学生に対するキャリア・ガイダンス等については、従来どおり専門業者のセミナー等を活用し、計画的に実施する。また、行政保健師受験者にはSPI試験（適正検査）が課される例が多いことから、SPI試験対策講座に関する情報を提供していく。
- ③ 引続き、卒業生や医療関係者を対象とした再教育についての検討を行う。

9. 教学ガバナンスの強化

(1) 学長のリーダーシップと教授会の役割・機能の明確化

- ① 大学運営がより円滑なものとなるよう、本年度から学長補佐を配置し、学長のリーダーシップの下で適切な運営に努める。
- ② 教授会機能をより高めるため、教授会に置かれる委員会間の連携・協力を高め、関連する事案について協働して対処していく意識を高める。

(2) 各委員会の役割と機能の見直し

- ① 各委員会は、所掌する基本的事項についての活動等を進めるとともに、委員会をまたがる事案については、関連委員会がプロジェクトチームを編成する等の対応を行う。

II. 大学院の教育

1. 大学院生の受入れ

(1) 学生確保のため、次のような取組を推進

- ① 引続き、魅力的な大学院案内を作成し、県内及び近県の看護系大学・看護専門学校や医療機関に配布するとともに、臨地実習関連施設を中心に、施設管理者や看護職者に大学院における教育意義を説明し、大学院進学の働きかけを行う。

- ② 本学卒業生に対し、HP の同窓会コーナー（「卒業生の方に」）に大学院の進学情報を掲載し、求めに応じ必要なアドバイスを行う。

2. 大学院生の教育

(1) 各看護学領域毎の履修指導の実施

- ① 学生の研究目的を明確化し、これに沿った適切な履修計画の策定について丁寧な指導、助言を行う。
- ② 長期履修生制度の活用を希望する学生には、学生の実態に合った履修計画について指導するとともに、入学後も履修が円滑に行われるよう支援していく。

(2) 柔軟な教育の実施

- ① 対面形式の授業の他に、Zoom を活用した遠隔授業も取り入れるなど柔軟に対応し、大学院生の学修上の利便性を高める。
- ② これまでの大学院生の履修実績から、平日の他に土曜開講することによって、無理なく単位取得ができるよう弾力的な運用を行う。

(3) 研究指導の充実

- ① 大学院生一人ひとりに主研究指導教員と副研究指導教員を配置しており、研究の進展に応じた適切な指導を行う。
- ② 研究計画について、3つの専門領域及び7つの専門分野を超えて、幅広く意見交換を図る機会として「研究計画概要発表会」を開催し、より幅の広い丁寧な論文指導につながるよう努める。

(4) 学修環境等の整備

- ① 引続き、大学院生の学修環境の整備に努めるとともに、学部施設との相互利用が円滑に実施できるように調整する。

3. 大学院の運営体制等の整備

(1) 運営組織の整備

- ① 大学院教授会を中心に適切な大学院運営に努めるとともに、学部教授会との連携と情報の共有化に留意する。

(2) 大学院運営に必要な各種規程の整備

- ① 大学院運営に必要な最低限の規程等の整備は行ったが、この2年間の実績を基に、必要に応じ既存の規程の見直しや新たな規程等の整備を検討する。

III. 大学の研究活動

1. 研究の重点化と特色ある研究の推進

(1) 地域の医療・福祉等の関連機関や団体と連携した研究の推進

- ① 大学が提示する共同研究プロジェクト課題として、「ケア・スピリット、地域貢献、タブレット教育、ICT教育、遠隔授業、災害、アクティブラーニング、新型コロナウイルス」等のキーワードを含んだ研究を募集し、研究チームが新たな研究に取組めるよう支援する。キーワードの選定についても、その時々地域が直面する課題を組込むなど、定期的な見直しを行う機会も設ける。

(2) 大学間連携による研究を推進

- ① 他大学との学術交流について、具体的研究分野、相互の交流メリット、可能性等について引続き検討を進める。
- ② 令和5年度から正式加入となる「いわて高等教育コンソーシアム」を通じて大学間連携を推進する。

(3) 領域横断的な研究の推進

- ① 「大学が提示する共同研究プロジェクト課題」及び「申請者が自主的に設定する課題」において、領域毎の共同研究を推し進める。学内における領域を横断した共同研究については、新たに、研究のアイデア段階から支援する枠組みを設けており、本システムについて周知し、実現を目指す。

(4) 教育実習先の医療機関等の看護職者等との共同研究の推進

- ① 新型コロナウイルス感染症をめぐる状況を見極めつつ、実習先の看護職者をはじめとする医療・福祉の専門職等との情報交換を行い、研究ニーズや共同研究課題を発見し、具体的な研究方法等について検討を進める。

(5) 領域ごとに、特色ある研究の推進

- ① 学内共同研究費を活用し、各領域が特色ある研究を進められるよう支援する。特に本年度から、研究のアイデア段階から支援する枠組みが設けられたので、その積極的な活用を呼び掛る。

(6) ケア・スピリットに関する研究の推進

- ① 臨床における医療・看護に係る倫理の在り方と、その核となり得るケア・スピリットに関する研究を引続き科学研究費補助金を活用して推進する。また、学内外の教員・医療従事者と協力して、具体的な倫理的課題に関する共同研究を検討する。
- ② 引続き、本センターが中心となって刊行した書籍等を学部・大学院の教育に活かすとともに、前年度試行したオンラインによる本センター主催の懇話会を計画的に行い、研究成果の医学系教育や地域の看護師等の医療・ケア従事者への還元を推し進める。

2. 研究活動を活性化するための支援体制

(1) 研究推進のための情報交換とフォローアップ体制の構築

- ① 各教員が進めている研究及び共同研究の内容等についての情報交換の場として、「学内研究報告会」の活用と企画運営の在り方を検討する。

- ② より質の高い研究が進められるよう、各教員が実施する研究に係る計画書の申請段階から教授陣からのアドバイスを行う。また、科研費申請支援に関するFDなどの機会も活かし、他領域の教員との意見交換の機会や接点を増やす試みを進める。
- ③ 各教員の研究に対するフォローアップの方法と組織的支援として、研究委員会が研究の進捗に合わせた適時の確認と必要に応じた助言等を行う。特に倫理審査が必要な研究については、研究の実現可能性、計画的な推進のため、早期の倫理審査申請の必要性について周知を図る。

(2) 研究推進のための研究環境の整備

- ① 学内共同研究の審査は、研究委員会と本学の全教授が責任を持って行うものとし、適切な課題選定と適正な研究費の配分を行う。
- ② コンカレントライセンスによる統計ソフトがスムーズに稼働するよう、引続き、教員のパソコンスペックの向上を検討していく。また、先端的研究機器については、使用状況・使用頻度の実態把握とニーズ調査を実施し、導入を検討する。
- ③ 研究時間の確保のための研究日の設定については、現状の実習負担、大学運営の負担（委員会活動等）の実態を検証し、引続き検討する。
- ④ 外部資金を獲得するための努力をする者に、インセンティブを与える方策を検討する。インセンティブ付与の導入に当たっては、現状の財務状況にも配慮し、現在の個人研究費の見直しを含め検討する。

3. 若手研究者への支援

(1) 若手研究者の育成

- ① 若手教員の研究以外の業務負担の実態を把握し、それぞれの実態に合った研究支援と育成の在り方を検討する。また、若手教員の育成の観点から領域内での共同研究の立上げを推進するよう提言する。

(2) 学位未取得教員への支援

- ① 学位（修士、博士）未取得の若手教員の大学院進学については、本学の将来的な教員体制の整備の観点、研究体制の必要性から、学内や各領域における業務配分に配慮しながら、大学として積極的に支援していく。

(3) 研究に対する助教、助手への支援

- ① 引続き、若手教員の自立的、自発的研究が適切に進められるよう、各領域の実情に応じ指導方法、指導の視点等を検討し、支援していく。

4. 外部研究資金の獲得と研究支援体制等の整備

(1) 科学研究費補助金の獲得

- ① 科学研究費補助金等の外部資金獲得に繋がる基盤となる研究業績を積むため、学内共同研究費及び個人研究費を活用した個人及び共同研究を活性化させる。

(2) 競争的外部資金の獲得の促進

- ① 引続き、科学研究費補助金等の競争的外部資金の情報収集に努め、教員への情報提供を確実に行っていく。

(3) 科学研究費補助金申請等に係る個別支援の強化

- ① 学内における科学研究費補助金申請を支援するセカンドオピニオン体制を適切に運用するとともに、各領域においても、申請段階での助言、採択後の個別フォローアップを強化する。

(4) 科学研究費補助金申請に関する FD の継続的な開催

- ① 研究委員会と FD 委員会が協働し、科学研究費補助金の申請に関する研修会を継続して開催する。

(5) 外部資金の申請書作成を支援するための学内体制の整備

- ① 各種外部資金の申請書作成を支援する人材の確保について、必要な財源の確保等(間接経費の活用等)を含め検討する。また、申請に当たって参考となる日本学術振興会が開催する「科学研究助成事業説明会」における情報を各教員に周知する。

5. 研究成果の発信と管理

(1) 各教員の研究テーマや研究業績の公開

- ① ホームページの教員紹介ページに、各教員の研究業績(最近5年間)を最新の情報に更新して掲載する。また、各教員に researchmap への登録、研究活動や研究成果に関する情報の更新を推奨する。

(2) 研究成果の公表・発信

- ① 教員の研究成果を各種の学術集会、講演会、公開講座で紹介するとともに、大学のホームページに掲載し、定期的に更新していく。

(3) 大学の研究マネジメント力の向上・整備

- ① 質の高い研究の実施や研究活動の倫理性が確保されるよう、本学の研究マネジメントに関するチェックシステムを適切に運用していく。

6. 研究倫理の徹底

(1) 研究倫理審査の適切性の確保

- ① 本学の研究が倫理性を確保しながら適切に行われるよう、「研究倫理審査委員会」を定期的に開催し、チェック機能を強化する。

(2) 研究倫理審査後の研究実施状況の把握

- ① 各教員は、毎年度(年度末)、当該年度に行った研究の状況を整理し、「研究倫理審査委員会」に報告書として提出するシステムを厳守する。

(3) 研究倫理に関する研修会等の充実

- ① 研究倫理に関する本学主催の「研究倫理講習会」を引続き企画・実施するとともに、各教員には、JST(科学技術振興機構)が提供する研究倫理教材(eラーニングプログラム)の履修を促す。

(4) 研究活動上の不正行為防止体制の整備

- ① 研究活動における不正行為の防止及び公的研究費の不正使用防止に関する各種規程、仕組み等の周知を徹底するとともに、これに関するテーマを組込んだ研修会を実施する。

(5) 研究資金の適正使用

- ① 研究資金の適正使用等については、関連する規程及びその中で規定されたチェック体制に基づき、適正な運用に努める。また、各教員は、これらの規程に沿って常に自らの点検を心掛けるものとし、会計課による定期点検、監事による年1回の監査を通して、さらにその適切性の維持に努める。

(6) 研究資金を統括する専門の事務部門の設置

- ① 研究資金の管理は、現状、経理的観点から会計課が受け持っているが、総括部門の体制整備については研究委員会との位置付けも含めてどのような対応が可能か、引き続き検討する。

IV. 大学の社会貢献活動等

1. 本学の社会貢献の実態把握と社会貢献活動の推進

(1) 本学の社会貢献活動の実態把握

- ① 昨年度も、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、社会貢献活動を控えざるを得ない状況であったが、本年度は、これまで本学が行ってきた活動を体系的に整理し、今後取り組むべき事項について検討する。

(2) 本学主体の社会貢献活動の推進

- ① 公開講座については、新型コロナウイルス感染症の状況を見極めつつ、できる限り対面形式による開催を検討する。また、講座テーマについても社会的関心事に目を向け、さらに範囲を広げていくことを検討する。
- ② 今年度も、新型コロナウイルス感染症への適切な対応をしながら本学1年生及び未受講教職員を対象とした「認知症サポーター養成講座」を盛岡駅西口地区包括支援センターと連携して実施する。
- ③ 地域交流室を活用した社会貢献活動については、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえつつ、可能な活動について検討する。

(3) 地域医療機関・施設、看護協会、医師会等と連携した活動の推進

- ① 看護協会や実習病院等における本学教員の講師派遣等のニーズ及び実施方法等に関する意向を把握し、これに基づき具体的な研修等の活動を検討する。

(4) 地方自治体等との連携による社会貢献活動の推進

- ① 本学が実施可能な出前講義について、ホームページで広報するとともに、「いわての師匠派遣事業」や地方自治体、学校からの出前講義等の申込みに対しては積極的に対応していく。

(5) 大学間で連携した活動の検討

- ① 今年度も引き続き「いわての師匠派遣事業」を通して当該事業の中核機関である岩手大学との交流を深め、大学間連携の基盤作りの検討を行う。

(6) 産業界と連携した社会貢献活動の検討

- ① 引き続き、本学の教育・研究に関連すると考えられる地域の産業界の教育ニーズと本

学が連携可能な活動について検討する。

(7) 公的機関の諸行政への専門的知見を活かした協力

- ① 教員の持つ専門的知見を活かし、地方自治体等の各種の委員会に委員などとして協力していく。

2. 本学の活動の社会への情報発信の充実

(1) 本学の社会貢献活動のホームページによる発信

- ① 本学が実施可能な公開講座のテーマ及び内容を写真とともに紹介するとともに、これまでの実績等をホームページを通して積極的に発信していく。

(2) マスメディアへの情報発信

- ① 公開講座や教職員・学生の社会貢献活動についての情報を、地域のマスメディアに発信するとともにホームページや SNS を通じて発信する。

3. 社会連携・社会貢献を推進するための体制整備

(1) 社会貢献活動の推進のための学内推進体制の充実

- ① 本学の地域における社会貢献活動は着実に実績を上げているが、さらなる発展の可能性について引続き検討を進める。
- ② 地域貢献、国際交流に関する事務部門の設置は理想的ではあるが、当面は関連する事務局各課が、それぞれの業務範囲の中で支援していく。また、内容によっては、学生の協力を得る方策を検討する。
- ③ 大学の設立の趣旨の実現と大学の知名度を上げるための地域貢献・国際交流委員会の活動状況を理事会等に報告し、助言及び支援を得ながらその充実に努める。

V. 法人及び大学の管理運営

1. 法人ガバナンスの強化

(1) 理事会の機能の充実

- ① 「学校法人制度改革の具体的方策」を受けて改正される「私立学校法改正案（令和5年2月17日閣議決定）」を踏まえて、理事構成の在り方や理事選任機関の設置、内部統制システム（評議員会や監事との関係等）等についての検討を進める。
- ② 各理事は、「学校法人二戸学園理事の主管業務に関する内規」に基づき、理事会において提示した職務計画に基づき具体的な活動を行う。

(2) 運営協議会の効率的な運営と権限の明確化

- ① 運営協議会構成員は、本会議の設置趣旨・役割に基づき、理事会の事前調整や教学サイドへの適切な助言等を適切に行う。また、必要に応じ適時、臨時的開催を行う。

(3) 評議員会機能の強化

- ① 評議員は、「執行と監視・監督の役割の明確化」を法人ガバナンスの基本とした理事会との関係性に留意した運営に留意する。また、改正私立学校法の各規定趣旨に沿った

評議員の選任についての検討を進める。

- ② 昨年度後期から、評議員会の設置趣旨（独立性、客観性等）を踏まえ、議長を評議員会において選出し、適切な運営を行っている。今年度においても、引続き適切に会議を開催し、評議員会としての役割を果たしていく。

(4) 監事機能の強化

- ① 「学校法人二戸学園監事監査基準」及び「私立学校法改正案」の改正趣旨・内容を踏まえて、監事の独立性と公正性の確保及び重層的な監査体制の構築に努め、評議員会とともに法人運営に関しての「監視・監督の役割」を担う。
- ② 「学校法人二戸学園理事の主管業務に関する内規」に基づき、各理事が提示した職務計画の実績について適切に評価し、その結果を理事会に報告する。
- ③ 「年度監査計画」に基づき監査の視点等に留意した監査を実施することとし、監査結果が各業務の改善に結びつくような監査を行う。
- ④ 監事、公認会計士、内部監査室による三様監査を引続き実施するとともに、「私立学校法改正案」について、特に監査体制（監事の補助・内部監査、監事と会計監査人の連携、監事への内部通報）の具体的な対応策を検討する。

(5) 法人運営調整会議の設置

- ① 理事長、学長、常務理事、事務局長等を構成員とする「法人運営調整会議」においては、法人運営、教学事項の情報の共有化を図り、理事会等の議事案件の整理、方向性についての検討を行うとともに、必要に応じ教授会や事務局に対し、対応策の検討を求めていく。

(6) その他

- ① 今年度は、改正私立学校法に基づく大幅な規程の見直しや新たな規程整備が必要であり、各課協力して遺漏のないよう準備を進める。

2. コミュニケーションの円滑化

(1) 法人の運営方針等の共有

- ① 法人に所属する教職員が本法人の運営方針等を共有するため、理事長、理事、学長と教職員との意見交換の場の設定を検討する。

(2) 「運営協議会」の役割の明確化

- ① 運営協議会の設置趣旨・役割（理事サイドと教学サイドの意志疎通、情報の共有、理事会等の事前調整）を十分に認識し、適切な調整等に努める。また、必要に応じ適時、臨時的開催を行う。

3. コンプライアンスの体制強化と推進

(1) コンプライアンス関連規程の整備と周知

- ① 役員は「学校法人二戸学園役員行動規範」「学校法人二戸学園理事の内部規律に関する規程」を遵守し、適切な活動に努める。
- ② 引続き、教職員等に対して「役員及び教職員の行動規範」や「倫理規程等のコンプライアンス関連規程」及び関係図を配付して、コンプライアンス意識の徹底を図る。

- ② コンプライアンスの重要性の認識を高めるため、関連規程をホームページに掲載し、周知の徹底を図るとともに、関連する研修会の開催を検討する。

(2) 利益相反マネジメントの強化

- ① 本年度も、利益相反マネジメント規程及び実施細則に基づき、役員及び教職員全員が利益相反に関する報告書を提出し、法人倫理委員会の評価を基に理事会において適切に対処していく。また、監事は本規程の遵守状況についての監査を実施し、理事会に報告する。

(3) ハラスメント対策の強化

- ① 「ハラスメントの防止等に関するガイドライン及び相談員対応指針」を全教職員、学生に対して周知徹底を図り、事案が生じた場合は「ハラスメント防止対策委員会」を中心に適切に対処していく。
- ② ハラスメント防止対策委員会において、FD委員会の協力を得て、教職員、学生を対象としたハラスメントに関する研修会の実施について検討する。
- ③ 昨年度作成したハラスメント防止・対応ハンドブックを教職員、学生に配付し、ハラスメント意識の向上と防止に努める。

(4) 公益通報についての周知

- ① 公益通報に関する規程と他のコンプライアンス関連規程との関係性を整理し、職員への周知を図る。

4. リスク管理体制の整備と強化

(1) リスク管理体制の見直し

- ① 資金決済面でのリスク回避については、帳簿上のチェックを今後も定期的実施する。また、経理処理に当たっては、資金払出担当者とシステム入力担当者を分離し、相互チェックをとおしてリスクを回避する。
- ② 規程の整備が必要となる災害や情報漏洩等のリスクを洗い出し、他大学の例も参考に危機管理本部会議において検討する。

(2) リスク対応体制の整備

- ① それぞれのリスク内容に応じた最小限の対応体制（連絡体制等）のみならず、規程整備も含めた体系的な整備について検討する。

(3) 想定される危機への対応策の整備

- ① さまざまな危機管理対応を目的として設置している危機管理本部会議においては、新型コロナウイルス感染症を中心に対応してきたが、他の危機感管理対応（防犯、防災等）についても、引続き、関連委員会と連携して適時適切に対応していく。
- ② 新型コロナウイルス感染症対策以外の他のリスクについては、一定の対応マニュアルを作成しているが、実態とマニュアルについて現実的な視点からチェックを行い、見直しを行う。
- ③ 引続き、危機管理（感染管理、防災、救急救命、防犯等）に関する講習会、訓練を定期的実施する。

5. 業務執行体制の見直しと人事管理

(1) 現業務体制の検証と見直し

- ① 新たに発生する業務等の現状を踏まえ、事務局各課内及び各課間の業務の洗出しと分担について、不断の見直しを行い、業務の停滞が生じないように努めていく。

(2) 業務内容及び人員配置の継続的見直し

- ① 現状の各課の業務について、合理化の可能性と無駄の排除等の検討を行い、効率的な業務運営について引続き取組む。
- ② 業務内容を見直して効率化を図るとともに、財務状況にも留意しつつ、質の高い法人運営と教育支援を行っていくための適切な人員配置を検討する。

(3) 専門性の高い人材の採用

- ① 専門性の高い人材の登用が困難な状況の中、事務局内の情報共有や OJT を通して業務能力の向上に努める。

(4) 将来を見据えた事務職員体制の整備

- ① 引続き、将来を見据え、本法人の安定的な運営と継続性を担保するため、若手事務職員の育成に留意した運営を心掛ける。

(5) 人事考課制度の実施と活用

- ① 昨年度策定した「事務職員の人事評価」を通じて、幹部職員が職員の業務目標や課題を把握し、業務改善や適切な職員配置、職員の資質の向上につなげていくことにより、事務業務の質的向上を目指す。

6. 効率的な事務体制の構築

(1) 事務局内の確実な情報伝達と共有化

- ① 定期的に開催している若手事務職員による「事務連絡会」の議事内容について、幹部職員を構成員とする「連絡調整会議」においても情報を共有し、適時適切に必要な対応を行う。
- ② 学長、事務局長、各課長及び常務理事等による「連絡調整会議」(毎週開催)を開催し、教学・管理運営面の情報を共有するとともに、諸課題について協議・方針を決定し、関係部署や委員会等に方向性を示すことにより、大学の適切な運営に資する。

7. 各種会議(委員会)の見直しと活性化

(1) 自己点検委員会による検証評価

- ① 自己点検委員会は、教学に関する中期計画の対応状況を基に、認証評価の評価項目に対する本学の現状を把握し、必要な改善を関係委員会や事務局に要請していく。

(2) 各委員会の所掌事項の見直し

- ① 引続き、各委員会の所掌内容や活動状況の検証を行い、必要に応じ所掌事項等の見直しを行う。

(3) 委員会運営の効率化

- ① 各委員会間の連携・協力を高め、相互に関係する事案についての情報を共有することにより、教授会機能の強化と合理化に努める。

- ② 引続き、各委員会における運営方法、資料の削減、簡素化等の効率化に努めていく。

8. 給与体系の検証

(1) 現行の給与規程改正の検討

- ① 各職員の経験や年齢のほか、将来の人生設計にも配慮した給与体系となるよう、現行給与規程の見直しを検討する。

9. 職員の資質向上

(1) 職員の能力向上とモチベーションの向上に繋がる取組の推進

- ① OJT (On the Job Training) を中心として職員能力の向上に努めるとともに、各管理職のこれまでの経験をベースにした職員向けの研修会を検討する。
- ② 昨年度まで新型コロナウイルスの影響で関連機関が実施する各種の説明会や研修がオンライン形式のものとなったが、これらの研修等がこれまでどおりの対面形式で実施された場合は、積極的な参加を促す。また、当該研修に参加した職員による不参加の職員を対象とした還元研修を実施する。

(2) 全教職員が参加する SD の充実

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響で FD・SD 研修会の開催は制限的であったが、本年度はオンライン開催も含め、定期的、計画的に開催できるよう検討する。

(3) 若手職員の資質向上

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響で昨年度までオンライン形式による研修等が多かったが、本年度以降、これらの研修が集会形式で開催された場合に備え、旅費・参加費などの必要な財源を準備する。

10. 広報活動の推進

<大学の知名度・認知度を高めるための活動>

(1) 持続性のある体系的広報活動の展開

- ① 引続き、ホームページの掲載内容の充実に努めるとともに、他の広報手段である大学案内等とも連動した統一感のあるものとするに留意する。

(2) 広報活動の目的・ターゲットの明確化

- ① これまでの6年間の経験から、受験生が本学を知るきっかけはホームページであり、最終の入学動機はオープンキャンパスでの説明等であったとの結果を得ている。また、進学指導に当たる進路指導教員の信頼を得ていくことも重要であり、学校訪問のほか、昨年度から実施している「進学指導教員懇談会」の実施時期や懇談内容等の充実に努める。

(3) オープンキャンパス・大学祭をととした大学認知度の向上

- ① オープンキャンパスは、受験生にとって入学動機の最も重要な機会であり、今後ともその充実に努める。また、大学祭については、活動的な学生生活をアピールする場となるよう、プログラム内容の見直しを図る。

(4) 地域の行事・活動への積極的な参加

- ① 昨年度3年振りに開催された「さんさ踊り」への参加は、本学の認知度を上げる機会として今後とも継続していく。また、他の地域行事への参加やボランティア活動についても学生の意見を聴きながら実現していきたい。

(5) 公開講座をとおした大学認知度の向上

- ① 広く地域社会の認知度を高めていくため、社会、地域の関心事に焦点を当てた公開講座の開催等の社会的活動の充実について検討する。

(6) 大学HPをとおした大学認知度の向上

- ① 大学行事や学生の活動、社会的関心の高い教員の研究活動等をホームページを中心に魅力的に発信するとともに、地域のメディアにも紹介し、取上げてもらうような働きかけも行う。

<学生確保のための活動>

(1) 学生確保につながる有効な広報活動の展開

- ① 現行の本学の広報活動について、進学情報機関へのヒアリングや在学生を対象としたアンケート等により、それぞれの広報手段の効果測定を行い重点化を図る。

(2) 高等学校訪問、進学相談会等をとおした広報の展開

- ① 学校訪問、進学相談会等の内容の充実に努めるとともに、それぞれの効果を検証し、広報活動のレベルを高めていく。
- ② 令和5年度入試の志願状況から、昨年度初めて実施した「進学指導教員懇談会」の有効性が確認できたものと考えており、本年度はさらにその内容の充実に努め、志願者増につなげていく。

(3) 広報活動への在学生の協力

- ① 昨年度は新型コロナウイルスの感染状況等から、在学生を同伴した学校訪問はできなかったが、本年度は新型コロナウイルスの状況を見極めつつ、在学生の協力を得た出身校への訪問活動を検討する。

1 1. 情報の公開（透明性の確保）

(1) 以下のような教育・研究に関する情報を積極的に公表

- ・大学及び大学院の教育研究上の目的、3つのポリシー
- ・教員組織
- ・入学状況、在学状況に関する情報
- ・教育課程、シラバス
- ・学修評価基準、卒業認定基準
- ・校地・校舎等の学修環境
- ・授業料等、大学が徴収する費用
- ・学生の修学支援、生活支援（奨学金等）、キャリア支援に関する情報
- ・学則等主要規程

等、引続き、公開すべき最新の情報を遅滞なく掲載していく。

(2) 以下のような学校法人に関する情報を積極的に公表

- ・寄附行為
- ・財務諸表
- ・中期計画、事業計画、事業報告
- ・自己点検・評価報告書
- ・監事の監査報告書
- ・役員、評議員に関する事項
- ・役員等報酬基準

等、引続き、公開すべき最新の情報を遅滞なく掲載していく。

(3) その他、以下のような大学の活動に関する情報を積極的に公表

- ・ガバナンス・コード
- ・大学設置認可申請書
- ・大学設置に係るアフターケアに関する資料
- ・大学院設置認可申請書
- ・教員の研究業績の状況
- ・本学が行う社会貢献活動等の状況
- ・学生の課外活動等の状況

等、引続き、公開すべき最新の情報を遅滞なく掲載していく。

VI. 法人の財務及び会計

1. 財務基盤の安定化

(1) 志願者・学生の確保

- ① 学生確保に向けて、
 - ア、高等学校との連携強化するため時宜を得た進路指導教員との懇談会の開催、
 - イ、大学進学を取巻く環境や本学にとって有効な広報手段等を把握するため、教育事業関連会社からの情報収集、
 - ウ、ホームページの充実に加え、Web 媒体を活用した広報に力点をおく、などの広報活動を展開する。
- ② 新型コロナウイルス感染症も落ち着きつつあるが、引続き、十分な感染対策を施しながら対面での受験生等との接触（進学説明会やオープンキャンパスなど）の機会を作る。

(2) 人件費の抑制

- ① 固定経費である人件費比率は、依然高い状況にある。相対的に給与水準の高い教員人件費の抑制は、教員確保の観点から現実には困難な課題であるが、人事異動のタイミング等において教員の年齢構成の適正化等、中長期的な採用計画により人件費抑制を図っていく。
- ② 教員については、教育体制維持の観点から現給保障を基本にした給与決定が行われてきたが、今後は、教育体制の整備状況に留意しつつ、新たな採用者から既存の給与表に基づく適切な給与決定を行い、人件費の抑制に努める。

(3) 質の高い教育を展開するための財源の安定化

- ① 一昨年度から、教育研究経費及び管理経費の区分見直しを実施したが、引続き説明可能な範囲で各費目の見直しを行い、教育研究経費比率が高まるよう努める。

2. 外部資金の獲得

競争的外部資金の強化

- ① 科学研究費補助金の獲得に向け、引続き「科学研究費補助金獲得に向けてのFD研修会」の実施及び申請書作成の支援等の取組を行う。また、科研費以外の外部資金に関する情報を収集し、速やかに教員に提供し資金獲得に向けた支援を充実させる。

3. 経常費補助金の確保

経常費補助金獲得の強化

- ① 経常費補助金の算定基準等の修得に努め、より多くの補助金が獲得できるよう予算配分等を含めて検討していく。特に補助金算定に影響する入学定員や収容定員充足率、教育研究経費比率等の状況については、常に留意して大学運営を行う。
- ② 本学の現状においては、改革総合支援事業等の特別補助の交付要件を満たす状況にはないが、今後とも補助要項の変更等の情報に留意し、必要な改革に取組んでいく。

4. 寄附金の創設

- ① 新たな寄附金の創設について、他大学の例をさらに収集するとともに、本学の実態に合ったものとして理事会、教授会とともに検討を進めて行く。

5. 会計システムの健全化

(1) 会計関係規程の整備

- ① 現状の会計関係の規程は、基本的な事項を中心に本学の実態に合ったものとして整備しているが、私学法改正等の制度改正に伴う会計基準の取扱いに変更があった場合等には、適切に現行規程の改正、新設等を行う。

(2) 会計処理基準との適合性の検証

- ① 現行の会計処理基準については、監事や会計監査人の意見を聴き、現時点において問題は無いことを確認している。今後とも監事監査等により適切性を確保するとともに、指摘があれば、現行規程の改正等を含め、適切な対処を行う。
- ② 会計処理の公正性確保の観点から、内部監査室、監事とも協議し、会計処理の点検を徹底し、必要に応じ処理基準の見直しを行う。

6. 適切な会計監査の実施

(1) 監事と内部監査室による会計監査の実施

- ① 今年度も引続き監査計画を策定し、監査結果は報告書として取りまとめ理事会に報告し、関係部署に改善の方向性等を指示する。また、「学校法人制度改革の具体的方策について」を受けて改正される「私立学校法改正案」等について、理事長をはじめ関係者

と監事が、改正後の円滑な移行等についての意見交換を行うなどの検討を進める。

(2) 三様監査による、より充実した会計監査

- ① 引続き、より適切な三様監査を実施するとともに、「学校法人制度改革の具体的方策について」を受けて改正される「私立学校法改正案」等について、特に監査体制（監事の補助・内部監査、監事と会計監査人の連携、監事への内部通報）への具体的な対応策を検討する。

7. 中期計画の遂行に伴う予算の確保

(1) 大学の教育・研究を推進するために必要な設備・備品等の整備

- ① 学年進行に伴う備品等の整備については、教育・研究の質の維持と向上のため、適切な予算確保に努める。また、昨年度は、新型コロナウイルス感染症等外的要因により実習等に係る経費を中心に弾力的な対応を行ったが、本年度も引続き、これらの状況を見極めつつ柔軟に対処する。

(2) 附属幼稚園の施設、設備・備品等の整備

- ① 質の高い魅力的な教育・保育活動が展開できるよう、引続き備品等の充実に努める。また、北上市に開設予定の附属認定こども園北上（仮称）については、令和6年度開園に向けて、必要な施設・設備を確保する。

(3) その他の財務上必要な対応

- ① 施設整備拡充特定資産の積立（第2号基本金）については、今後、備品の経年劣化による買替え、施設の補修、新たな機器備品の整備等の必要性が想定されるため、本年度以降の中期的な財務状況を踏まえ、検討していく。

VII. 外部評価の受審

外部評価として、以下の評価機関による評価を受ける。

(1) 大学の認証評価（機関認証）の受審

- ① 本年度の受審に向けて、中期計画・評価委員会の下に設置した「認証評価受審プロジェクト」を中心に遺漏のないよう受審準備作業を進める。また、受審後において、留意事項等が示された場合は、適切な対応に努める。

(2) 看護教育評価の受審

- ① 看護教育評価の受審については、引続き情報収集に努め、上記の認証評価（機関認証）受審後に受審年度について検討する。

VIII. 附属幼稚園

1. 教育・保育内容の充実

(1) 外部講師の活用

本園の理念・方針に則り、着実に教育・保育を進めるとともに、引続き以下のような特色ある取組を推進する。

- ① スポーツクラブ等の講師により、月3回程度の体育教室を実施していく。
- ② 外部の講師等により、月4回程度の英語教室を実施していく。

(2) 教育手法の改善

教育・保育が魅力あるものとなるよう、以下のような取組を推進する。

- ① 園舎施設を有効に活用した「新たな教育方法による教育やカリキュラム」については、引続き検討を進め、実行する。
- ② 月2回程度の職員会議を開催し、行事内容の確認と評価、園児の状況等の情報共有に努め、適切な園運営に努める。また、若手職員の保育上の悩みについての相談も園長や先輩職員が丁寧に対応していく。
- ③ 職員会議や園内研修により、ヒヤリ・ハットや感染症等への対応についての情報共有に努める。また、園内研修については、年間計画を策定し、同計画に基づき職員の質の向上に努める。
- ④ 県、市、私幼認定こども園等の主催によるキャリアアップ研修（Zoom による研修）や教育委員会による幼稚園等初任者研修講座等に積極的に参加する。

(3) 大学との連携

- ① 大学教員による研修等の実施を検討する。

2. 園児の確保

(1) 特色ある教育・保育の展開

- ① 本園の特色ある取組である体育教室、英語教室を引続き実施するとともに、保護者等の意見も参考に新たな取組を検討する。また、二戸市の子育て支援事業に参加し、企画・運営を行う。
- ② 引続き、園庭や近隣の農園において、野菜の栽培やサツマイモ等の植付けなどの体験活動を実施していく。
- ③ 園児に季節を感じてもらおう年中行事として、七夕祭りや夏祭り、ハロウィンなどの行事を積極的に実施する。

(2) 効果的な広報活動の展開

- ① Facebook など SNS を活用し、各種行事の写真やこども達の普段の様子、新しい園舎を紹介すること等により、魅力的な情報発信に努める。
- ② 上記情報を中心に、保護者に訴える魅力あるホームページの改訂に努める。
- ③ 引続き、新聞への折込チラシ、ポスター作成による広報活動を展開する。

(3) 地域との交流の推進

- ① 夏祭り、運動会、ハロウィンパレード等の行事については、卒園児の招待や地域住民との交流の場として、引続き、実施する。また、介護老人保健施設への訪問については、同施設と実施方法を十分に相談の上、実施する。
- ② 大学教員による地域のニーズに基づいた講演会等を実施する。

(4) 口コミの活用

- ① 引続き、園施設の開放等による広報と周辺地域の幼児保育需要に関する情報収集に努める。また、二戸市の子育て支援事業に参加し、妊婦や未就学児を対象としたイベント

を実施する。

3. 運営体制の整備

(1) 職員の資質の向上

- ① 先輩教諭の指導を学び、実践に結び付けていく取組を進めることにより、若手職員のスキルアップを支援していく。

(2) 柔軟な事務処理体制

- ① 園の事務処理に当たっては、若い職員の業務配分の工夫により、保育業務と並行し進められるような柔軟な対応を行っていく。
- ② 若手の保育士等を各行事の企画段階から積極的に参加させ、園運営への参加意識を高める。

(3) 法人本部との連携の密接化

- ① 法人本部との連携を強化し、適切な会計処理及び定期的な情報共有を行う。

4. 施設・設備の充実

(1) 園舎の増築と整備

- ① 二戸の附属幼稚園については、引続き、園児の教育・保育に必要な設備等の充実に努める。また、令和6年度開設予定の附属認定こども園北上（仮称）については、開園に向けて必要な設備・備品等を検討し、着実な整備に努める。

(2) 園児の安全確保

- ① 年2回の消防用設備等の点検を行うとともに、他の設備についても安全性の観点から、定期的な保守点検を確実に行っていく。
- ② 園児の教育・保育に必要な設備等の整備に当たっては、園児の安全性を最優先にして行う。
- ③ 引続き、保育士の補充・強化のため、短期大学、大学等への求人活動を積極的に行っていく。

(3) 設備・備品の整備計画の作成

- ① 施設・備品の整備等に当たっては、整備計画案を策定し、法人本部と十分な事前協議を行う。

(4) 堀野字東側地区の園舎

- ① 堀野地区園舎の取壊し等の処分については未だ未調整であるが、処分に当たっては自治体等との事前相談等が重要であり、対処計画の策定段階から十分な協議・調整を行う。

(5) 幼保連携型認定こども園の設置（岩手保健医療大学附属認定こども園北上（仮称））

- ① 令和6年4月1日の開設を踏まえ、関係各方面と十分調整しながら所要の事業申請等を行う。また、これに並行して園児確保に効果的な広報、運営体制（法人本部との関係等）、必要な設備・備品の整備、保育士・職員の確保、運営経費等について十分な準備体制を整える。

（以 上）